

令和 8 年度		審 査	
8 t 級除雪ドーザ購入 設 計 書		設 計	
工 事 番 号		納 入 場 所	
R 8 阿建社交機第 1-001 号		東 蒲 原 郡 阿 賀 町 白 崎 (三川支所) 地内	
	実 施 ・ 元	変 更	
設 計 額	円	円	
契 約 額 (内消費税額)	(円)	(円)	
納 期 ・ 履 行 日 数	工事日数 日間 又は 完成期限 令和 9 年 3 月 26 日	日間 (付与日数 日間) 完成期限 年 月 日	
実 施 (元) 設計概要	除雪ドーザ 1 台 (8 t 級、スライドアングリングプラウ、三川地区配備) 付加仕様 (オプション) 一式 (仕様書参照)	変 更 設計概要	

阿 賀 町 役 場

【8 t 級除雪ドーザ（スライドアングリングプラウ、三川地区配備）】

令和8年度【阿賀町】

内 訳 書

品 名 等	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1 本体		一式			a
除雪ドーザ 8 t 級（排ガス対策型、1名キャブ）	1.0	台			
2. 付加仕様（オプション）		一式			b
1) 運行記録計	1.0	式		本体に含む	
2) タイヤチェーン	1.0	式		本体に含む	
3) 床マット	1.0	式		本体に含む	
4) カプラ	1.0	式		本体に含む	
5) スライドアングリングプラウ	1.0	式		本体に含む	
6) 振動抑制装置	1.0	式		本体に含む	
7) エアコン	1.0	式		本体に含む	
【車両費 小計】					(A) = a + b ※税別
改め					(A)' ※(A)の万円単位止め

購入仕様書【阿賀町】

除雪ドーザ（8 t 級、車輪式、スライドアングリングプラウ付）仕様書

令和 8 年度
阿賀町建設課

除雪ドーザ（8 t 級、車輪式、スライドアングリングプラウ付）仕様書

I 概要

この仕様書は、令和8年度に阿賀町が契約を締結する除雪ドーザ（8 t 級、車輪式、スライドアングリングプラウ付）の購入に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については阿賀町長（以下「発注者」という）と供給者以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

II 目的

除雪ドーザは、降積雪時における道路交通の確保を目的として、道路上における一般除雪、拡幅除雪、交差点処理等の除雪作業に使用するものである。

1. 性能（JCMAS T007 性能試験）

- (1) 除雪幅（30度アングリング時） 2.6 m 以上
- (2) 走行速度（前進） 30 km/h 以上
（後進） 15 km/h 以上

(3) 運転室内騒音レベル

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省 平成5年4月20日、基発第0420号）第I管理区分に準ずる。（測定方法はJCMAS H011の機械定置時による）

2. 主要諸元

- (1) 全長（除雪装置地上、ストレート時） 7,300 mm 以下
- (2) 全幅（車両単体） 2,300 mm 以下
- (3) 全高（黄色灯火上端まで） 3,700 mm 以下
- (4) 最低地上高 300 mm 以上
- (5) 車両総質量 7,000 kg 以上 ~ 20,000 kg 未満

なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

- (6) 最小回転半径（最外側車輪中心） 5.0 m 以下
- (7) 乗車定員 1 人

3. 車体

(1) 機関

形式 ディーゼル機関

定格出力 58 kW 以上

(2) 動力伝達装置 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする

(3) タイヤ

形式 ノーマルタイヤ

(4) かじ取装置

形式 車体屈折式

(5) 運転室

構造 全鋼製密閉形

窓 (前・後) 冬用ワイパーブレード付

4. 除雪装置

(1) 形式 スライドアングリングプラウ形

(2) 構造 鋼板円筒曲面構造

(3) 能力

切刃昇降範囲 (ストレート時、切刃下端) 地下 80 mm～地上 3,000 mm 以上

アングリング角度 左右各 30 度 以上

(4) 全幅 3,100 mm 以上

(5) 全高 800 mm 以上

(6) そり 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること

(7) 切刃 ストレート形平形刃先 (JIS D6101)

5. 計器類

(1) 運行記録計 (45 km/h、7 日計) 1 式

(2) 車両本体に係る計器類 (メーカー標準) 1 式

6. 照明装置類

(1) 前方作業灯 2 灯 以上

(2) 後方作業灯 2 灯 以上

(3) 黄色灯火 (散光式) 1 式

7. 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー 1 式

- (2) カーヒータ（温水式、デフロスタ付）またはエアコン 1式
- (3) ウインドウォッシャー（電動式） 1式
- (4) 標識板（300×570 mm 以上、車体後部取付） 1式
- (5) バックカメラ 1式
- (6) 振動抑制装置 1式

7-2 車両総質量に含まないもの

- (1) 標準付属工具 1式
- (2) 取扱説明書 1部
- (3) 部品表 1部
- (4) タイヤチェーン 1式

8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準に準じ、次に掲げるものを基本する。
ただし、表示位置、大きさ等の詳細は協議により定めるものとする。

- (1) 車体 黄色
- (2) バケット内部 赤色
- (3) バンパー 赤白縞
- (4) 表示
 - (ア) 阿賀町・・・エンジンルーム両側面、バケットアーム
 - (イ) 除雪ドーザ・・・エンジンルーム両側面
 - (ウ) 令和8年度社会資本整備総合交付金・・・キャブ側面

9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

10. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について(昭和55年6月5日付、建設省機発第473号(以降の改正分を含む))」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室または作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

11-5 納期に関する特約事項

社会情勢の影響その他受注者の責めに帰すべき事由によらない理由により納期までに納入ができないときは、発注者と受注者が協議して、納期を延長することができるものとする。

除雪ドーザ（8 t 級、車輪式、スライドアングリングプラウ付）
オプション装備

3. 車体

(5) 運転室

窓（前・後）冬用ワイパーブレード付

4. 除雪装置

(1) 形 式 スライドアングリングプラウ

5. 計器類

(1) 運行記録計（45 km/h、7 日計） 1 式

7. 付属装置及び付属品

(1) 床マット 1 式

(2) カーヒータ（温水式、デフロスタ付）またはエアコン 1 式

(3) カプラ 1 式

(4) 振動抑制装置又はそれに準ずるもの 1 式

(5) タイヤチェーン 1 式